

北檜山ウィンドファーム事業に係る
環境影響評価方法書についての
意見の概要と当社の見解

平成25年6月

エコ・パワー株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1.環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	1
(5) 縦覧者数	2
2.環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
(1) 開催日時	2
(2) 開催場所	2
(3) 来場者数	2
3.環境影響評価方法書についての意見の把握	2
(1) 意見書の提出期間	2
(2) 意見書の提出方法	2
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地 からの意見の概要とこれに対する当社の見解	4

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成25年3月28日(木)

(2) 公告の方法

① 平成25年3月28日(木)付けで、以下の広報に「公告」を掲載した。

- ・広報せたな 4月号(12ページ) [別紙1 参照]

② 上記の公告に加え、同日、次の「お知らせ」を実施した。

- ・北海道新聞(朝刊)への折込広告(せたな町全域を対象) [別紙2-1、2-2 参照]
- ・当社ホームページへ掲載した。 [別紙3 参照]

<http://www.eco-poer.co.jp/assess/kitahiyama1.html>

(3) 縦覧場所

自治体庁舎3箇所による縦覧を実施した。

- ・せたな町役場本庁(産業振興課)
- ・せたな町瀬棚総合支所(産業建設課)
- ・せたな町大成総合支所(産業建設課)

(4) 縦覧期間

平成25年3月28日(木)から平成25年4月30日(火)までとした。

時間は平日の9時から17時までとした。

当社ホームページでは、さらに縦覧期間終了後も平成25年5月14日(火)まで閲覧可能とした。

インターネットの利用による電子図書の閲覧は、縦覧期間中には常時アクセス可能な状況とした。

(5) 縦覧者数

総数 1名 (縦覧者記録用紙記載者数) [別紙4 参照]

(内訳)

- ・せたな町役場本庁 1名
- ・せたな町瀬棚総合支所 0名
- ・せたな町大成総合支所 0名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。 [別紙5-1、別紙5-2 参照]

説明会の開催の公告は、方法書の縦覧等に関する公告（お知らせ）と同時に行った。

[別紙1、別紙2-1 参照]

(1) 開催日時

平成25年4月7日（日） 14時00分～15時00分

(2) 開催場所

せたな町民ふれあいプラザ研修室

(3) 来場者数

8人

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の受付期間

平成25年3月28日（木）から平成25年5月14日（火）

(縦覧期間及びその後2週間とし、郵送受付は当日消印有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

[別紙6-1、別紙6-2 参照]

- ① 縦覧場所又は説明会場に備え付けた意見投函箱への投函
- ② 当社への郵送、fax 及び e メールによる書面の提出

(3) 意見書の提出状況

①縦覧場所における縦覧者数（記名）及び意見書数	（縦覧者数）	（意見書数）
・せたな町役場本庁	1名	0名
・せたな町瀬棚総合支所	0名	0名
・せたな町大成総合支所	0名	0名
②説明会における来場者数及び意見書数	（縦覧者数）	（意見書数）
	8名	0名
③当社への郵送による意見書数		（意見書数）
		3通

以上のとおり、意見書の総数は3通で、意見総数は10件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する当社の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地等からの意見は10件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	当社の見解
1	<p>巨大風力発電機と乱気流の発生</p> <p>(1)60基の風車を設置した際に発生する気流の乱れ（後流渦・カルマン渦）について、シミュレーションを行うこと。すでにシミュレーションを実施していれば、その結果を方法書に示すこと。</p>	<p>ご指摘の気流の乱れについては、精度の高い効果的な予測手法がありませんが、今後の動向に注意し、準備書に記載することを検討します。</p>
	<p>(2)風車の設置そのものによるものだけではなく、上記のような気流の乱れが、対象事業実施区域（以下、計画区域と言う。）およびその周辺の自然環境や野鳥の行動に対してどのような影響が出るか予測すること。すでに予測を実施していれば、その結果を方法書に示すこと。</p>	<p>気流の乱れによる影響については、知見や情報を収集・整理し、可能な範囲で、予測・評価に反映します。</p>
	<p>(3)風車はそれぞれ十分に離して設置しないと、互いの風車を通過した風が互いに干渉し合い風が乱れることにより、発電効率が下がると言われています。通常はローター直径の3倍以上（300m）、よく吹く風向きの風下では7～10倍（700m～1,000m）以上はそれぞれの風車を離すべきであるとされていますが、実際にそのような配置案が可能であるか、風車間の距離をもって示すこと。</p>	<p>方法書に記載した配置案はあくまでも仮定のもので、ご指摘の発電効率のほか、各種調査結果、地形、地権者の意向等を踏まえて総合的に勘案し、決定します。また、その配置を準備書に示します。</p>

2	<p>発電機建設に伴う残土の処理、道路の拡幅等の問題</p> <p>(1)60 基もの風車建設に伴い、大量の残土が発生すると考えられるが、その処理方法について記載すること。</p>	<p>残土処理方法は今後、基数、配置を設定した後、具体的な設計段階において検討し、その結果を準備書に示します。その際、発生量が最少となるよう切土、盛土のバランスを図り、残土を可能な限り抑制する方針です。</p>
	<p>(2)道路の拡幅が予定されているが、実際にどの程度の道路拡幅および樹木伐採が必要か記載すること。</p>	<p>道路拡幅面積及び樹林の伐採面積は、今後、風力発電機の基数及び配置を設定後、具体的な設計段階で検討し、その結果を準備書に示します。</p>
3	<p>第4章8動物</p> <p>(1)計画区域およびその周辺の自然環境は、多くの生物相の相互関係を基にして成立しており生物多様性が高いことから、多くの学識者・自然環境保護関係者・研究者等から幅広く意見を聴取しながら、調査方法を考える必要がある。意見聴取の対象となる専門家については、その氏名、所属、専門分野等を方法書に記載すべきである。また、実際の現地での環境調査実施者についても、経歴等を記載すべきである。</p>	<p>環境影響評価法の手続きにおいて、審査頂くこととなる各分野の学識者等のほかに、ご意見のとおり、別途、専門家等に意見聴取させていただく予定ですが、意見聴取をした方の情報については、審査機関の指示に従い、記載します。</p>

<p>(2)ラインセンサス法について、7ルートを設定しているようだが、より緻密に調査を行うべきである。ほ乳類等の踏査候補ルートを参考にして、鳥類の踏査ルートの延長や追加等について再検討すべきである。特に、沢筋から尾根との境目にある設置予定場所については、重点的に再検討すべきである。</p> <p>調査頻度については、確認種数が飽和すると考えられる4～6回程度のセンサスを1回とし、月1回の調査を最低でも2年間は実施すべきである。</p>	<p>経済産業省顧問会でのご意見を考慮し、ラインセンサス法ではなく、環境類型別にみるポイントセンサス法及び直接観察法により、鳥類相を把握する方針で検討し直します。</p> <p>ポイントセンサス法については、鳥類定点候補地の他に複数地点を設け、日の出から午前中にかけて各ポイントで1日当り30分程度、種類、個体数等を記録します。</p> <p>直接観察法では、哺乳類等の踏査ルートと同様に踏査し、ポイントセンサス法以外の範囲についても鳥類の把握に努めます。</p> <p>調査頻度については、方法書では5月、6月、9月、12月に各2回としておりますが、毎月1回(3日間)、各々の調査を行う方針で見直します。各項目の調査は、1年間を基本とし、必要に応じて追加調査を検討します。</p>
---	---

<p>(3) 計画区域周辺は、秋には白神岬から本州へ南下する、春には津軽海峡を越えて北上する渡り鳥の中継地および採餌場として利用されている。渡り鳥調査の時期については、春の時期は 3～5 月、秋の時期は 8～11 月とし、調査頻度は、1 回の調査を 5 日間程度とし、少なくとも 2 週間に 1 回程度の調査を実施すべきである。</p> <p>なお、調査期間は 1 年間としているが、これだけ規模が大きい計画であれば、渡りルートや個体数の経年変化を把握するためにも、最低 2 年間の調査が必要である。</p> <p>渡り鳥調査にあたっては、希少猛禽類だけではなく、ガン・カモ類、シギ・チドリ類、サギ類、ハクチョウ類等の水鳥類も対象とすること。</p> <p>特に中小鳥類は夜間に渡ることが多いため、夜間についてはレーダーを用いた調査の実施について検討し、昼夜問わず渡りの状況について把握するよう努めること。</p>	<p>渡り鳥調査については、3～4 月に 2 回及び 9～10 月に 4 回、1 回あたり 3 日間を計画していますが、直接観察や定点観察調査等、他の調査においても確認された渡り鳥の記録に努めることによって、概ね、傾向を把握できるものと考えております。</p> <p>平成 21 年度に環境省がとりまとめた「渡り集結地衝突影響分析業務報告書」において、主に夜間の渡りについては、小鳥類が主とされています。これら小鳥類の渡りに関して当該報告書では、夜は高高度で渡る傾向があり、朝、日没に低高度で渡る傾向があると記載されていますので、レーダー調査は実施せず、低高度で飛ぶ傾向があり視認可能な時間帯である日出前後及び日没前後において、渡り鳥の飛翔状況を調査し、小鳥類以外の渡り鳥も含めて確認します。</p> <p>渡り鳥を対象とした調査は、1 年間の基本として調査し、主たる渡り鳥の移動ルートの傾向を把握したいと考えていますが、必要に応じて追加調査を検討します。</p>
<p>(4) 定点観察法について、定点の候補数は地図上では 14 か所になっているが、実際には何か所程度利用するのか示すこと。また、1 回の定点調査での開始および終了時間、または実施時間を示すこと。なお、調査は 1 回を 3～5 日間程度とし、月 2 回を最低 2 年間は継続実施する必要がある。</p>	<p>鳥類の出現状況に応じて、14 ヶ所のうち、8 ヶ所の定点を利用する予定です。</p> <p>定点候補地の他に現地調査でより有効な定点があれば、追加します。</p> <p>定点調査の開始及び終了時間は、対象種の行動を確認出来る可能性の高い時間帯を予定しています。頻度は、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(平成 24 年環境省)等のマニュアルを参考に 1 回あたり、3 日間とし、1 年間の基本に調査を行い、希少猛禽類の営巣地等が確認された場合等、必要に応じ追加調査を検討します。</p>

	<p>(5)空間飛翔調査について記載されていないが、対象事業実施区域における鳥類の空間的な利用状況を把握するために実施すべきである。空間飛翔調査は目視だけではなく、高度を測定可能なレーザー測距計を用い、飛翔高度も把握すべきである。1回の調査時間は2時間とし、同一定点で1日に2回行なうこと。調査時期や頻度は、上記に提案した定点観察法と同程度を行うこと。</p>	<p>空間飛翔調査は、定点観察法にて記載したように高度を記録する予定です。</p> <p>飛翔高度を把握するためにレーザー測距計を使用すべきとのご提案については検討しますが、基本は、地形及び風況観測ポール等の目標物を参考に記録をとる予定です。</p> <p>調査時間は、各定点における重要な鳥類の出現状況に応じ適宜設定し、調査を実施します。</p>
	<p>(6)一般に、風雪や濃霧となりやすい時期にバードストライクが発生しやすいことが知られている。そのため、悪天候時においても計画区域周辺の鳥類の行動把握に努めること。</p>	<p>可能な範囲で、悪天候時の鳥類の動向も記録し、天候の状況と合わせ整理します。</p>
	<p>(7)営巣木確認調査は、提示している踏査ルートや定点だけでなく、風車建設や道路拡幅に伴って樹木が伐採される予定の場所も調査対象とすること。</p>	<p>風力発電機設置予定位置や対象事業実施区域内の道路拡幅予定箇所のうち、樹木伐採が伴う位置についても、調査対象とします。</p>
	<p>(8)環境調査中においても、随時、調査が適切に行われているか等を検討し、風力発電と野鳥との共存が図られるよう、複数の有識者からなる公開を前提とした委員会を設置し、必要な検討や提言を受けること。</p>	<p>国及び北海道それぞれで多くの有識者による審査を受けますので、個別の委員会は設けませんが、調査実施段階で適宜、ヒアリングを実施し、調査に反映する方針です。</p>
<p>4</p>	<p>事後対策</p> <p>(1)風車建設後はバードストライクの発生状況について確認のための調査を実施すると考えられるが、その方法や頻度等について方法書に記載すること。</p>	<p>現地調査及び予測、評価結果を踏まえて事後調査の項目や内容について検討し、準備書に示します。</p>

<p>(2) 貴社および関連会社が運営する風力発電施設で、これまでにバードストライクの発生事例があれば、発生年月日、鳥種、年齢、性別などを方法書に記載し、それを踏まえた事後対策、環境保全措置を示すこと。</p>	<p>ご意見を踏まえ、バードストライクの発生事例については、適宜、予測、評価及び保全対策の検討にあたって参考とします。</p>
<p>(3) バードストライク防止策として、下記のような積極的な防護策を検討し、方法書に記載すべきである。</p> <p>① レーダーを用いた鳥類の行動監視の導入</p> <p>② バードストライクが発生する可能性が高い時期には風車の運転を停止する</p> <p>③ 一部の風車にでもバードストライクが発生した場合は、直ちにすべての風車の運転を停止し、専門家を交えた検討会を開催して、その後の防護策について検討すること。</p> <p>④ バードストライクが発生した場合、直ちにその内容を公表すること。</p>	<p>ご意見を踏まえ、実施可能な対策を検討し、準備書に示します。</p>
<p>(4) 閃光灯、シャドーフリッカー、空気振動や騒音などが原因で発生する周辺住民への健康被害について</p> <p>① 閃光灯、シャドーフリッカー、空気振動や騒音（一般に低周波音騒音といわれるものを含む）などが原因と考えられる健康被害を訴える住人が発生した場合は、直ちにすべての風車の運転を停止し、専門家を交えた検討会を開催して、被害の軽減等その後の対策について検討すること。</p>	<p>風力発電機に起因する住環境への影響に関しては、最新の知見等を踏まえ、風力発電機と住宅地との距離関係等を考慮して配置を検討し、住環境への影響の回避、低減に努めてまいりました。</p> <p>今後も、風力発電機の稼働後にそのような訴えを頂戴した際には、事実確認、調査、対策実施など適切な対応を行います。</p>

	<p>②シャドーフリッカーや騒音など、風車のブレードが回転することにより、風車の周辺住民の心身に様々な影響（睡眠障害、頭痛、めまい、吐き気、イライラ感、パニック発作など）を与えていることがすでに海外では報告されている。貴社で今までにそのような苦情を受けたことがあれば、その内容について具体的に方法書に記載し、それを踏まえた事後対策を示すこと。</p>	<p>風力発電機に起因する住環境への影響に関しては、最新の知見等を踏まえ、風力発電機と住宅地との距離関係等を考慮して配置を検討し、住環境への影響の回避、低減に努めてまいりました。</p> <p>今後も、風力発電機の稼働後にそのような訴えを頂戴した際には、事実確認、調査、対策実施など適切な対応を行います。</p>
<p>5</p>	<p>生物多様性の保全</p> <p>(1)北海道では、北海道らしい自然共生社会の実現を図るため、自然環境を守る取組全般を「生物多様性の保全と持続可能な利用」という視点でまとめなおし、今後の北海道における目標と方針を示した「北海道生物多様性保全計画」を平成 22 月 7 月に策定した。そのことを踏まえ、貴社における「生物多様性の保全」のあり方について、自然エネルギーの普及やバードストライク等の鳥類への影響が実際に発生している事実を関連付けて方法書内に示すこと。</p>	<p>ご意見を踏まえ、今後の動植物の調査結果に基づき生態系への影響の低減を図りながら、「北海道生物多様性保全計画」に示される北海道における生物多様性の目標及び方針を参考に、当社の考えを準備書にて示せるよう努めます。</p>
<p>6</p>	<p>せたな町浮島公園探鳥会出现鳥種 (2010 年度～2012 年度)</p> <p>●春 (6 月 ; 77 種)</p> <p>オオセグロカモメ・ハリオアマツバメ・センダイムシクイ・ハクセキレイ・シジュウカラ・セグロカモメ・シロカモメ・キセキレイ・コヨシキリ・アマツバメ・イワツバメ・ウミネコ・ホオアカ・コチドリ・ヒヨドリ・アカゲラ・キビタキ・ダイサギ・ニューナイスズメ・アカショウビン・ハシブトガラス・ハシボソガラス・エゾセンニュウ・エゾライチョウ・</p>	<p>せたな町における鳥類の生息情報をご提供頂き、有難うございました。</p>

<p> オオヨシキリ・ミサゴ・ツバメ・アオジ・ コサメビタキ・ミヤマカケス・セイタカ シギ・コハクチョウ・イソヒヨドリ・オ オジュリン・カワラヒワ・クロジ・コガ ラ・バン・クロツグミ・チュウサギ・ヒ ドリガモ・ミソサザイ・オオジシギ・カ イツブリ・オナガガモ・ヒガラ・ヒバリ・ スズメ・ウグイス・ムクドリ・ツツドリ・ ノビタキ・ヤブサメ・カルガモ・ホオジ ロ・イカル・アビ・ウミウ・アオバト・ オシドリ・ヤマゲラ・オオバン・クマゲ ラ・シロハラ・キジバト・コサギ・マガ モ・エナガ・オオタカ・アマサギ・ハヤ ブサ・カワセミ・カッコウ・アオサギ・ オオルリ・トビ・モズ ●秋（11月；62種） オオセグロカモメ・ハシブトガラス・ハ シボソガラス・オオハクチョウ・オオホ シハジロ・キンクロハジロ・シジュウカ ラ・ゴジュウカラ・スズメ・ヒガラ・コ ガモ・ホオジロガモ・セグロカモメ・イ ソヒヨドリ・キクイタダキ・ハシブトガ ラ・ハシビロガモ・カワアイサ・ユリカ モメ・ツグミ・アオジ・シロカモメ・カ イツブリ・ヒドリガモ・トラツグミ・オ ジロワシ・オナガガモ・カシラダカ・ウ ミアイサ・ウミウ・ヒメウ・カワラヒワ・ チュウサギ・ベニマシコ・ヤマガラ・ア オサギ・ヒヨドリ・スズガモ・カルガモ・ ミサゴ・トビ・ハヤブサ・ダイサギ・ウ ミネコ・アカゲラ・オオバン・オオタカ・ ヤマシギ・ウグイス・マガモ・マヒワ・ ムクドリ・キバシリ・ハイタカ・ヤマゲ ラ・キジバト・ミヤマカケス・エナガ・ コゲラ・モズ・ノスリ・クマタカ </p>	
---	--

7	<p>当該地の風力発電計画に反対の意見をします。</p> <p>その理由は、絶滅危惧種：E N及び国の種の保存法、国際保護鳥、天然記念物に指定されているオオワシ・オジロワシへ甚大な悪影響を与えるからです。</p> <p>日本海と太平洋を往来する渡島半島最短流域の重要な飛翔ルートの一であります。特に本州や太平洋側の地域越冬個体群の離散時には、長期間に及んで北檜山流域一帯を移動分散しております。</p> <p>ストライク事故は免れませんし、保存法違反をしない為にも、当該地の飛翔空間の環境は保全されなくてはなりません。</p>	<p>専門家へのヒアリングによると、道南個体群の主な移動ルートは、宗谷岬に飛来した後、日本海沿岸の谷筋～積丹半島～寿都湾・尻別川流域、後志利別川の流域を経由し、遊楽部川周辺に渡来する状況にあります。</p> <p>また、オジロワシ及びオオワシについては、以下に留意し、現地調査を実施し、その結果に基づき風力発電機の配置等を検討して参ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ねぐらと餌場の間に位置するか。 ○餌場からのソアリング（旋回上昇）半径に位置するか。 ○崖際に建設する場合、両種の止まり場に位置するか。
8	<p>計画地はオオワシ・オジロワシの集中した採餌移動経路になっている。</p> <p>後志利別川・太櫓川・臼別川・見市川・鉛川・遊楽部川を面的に採餌移動している可能性が大きい（日本海と太平洋の往来の要所となっている。）</p> <p>渡島半島を集中して移動する要所と考えられる。</p> <p>永続的な計画である以上、10年以上の詳細な調査が必要です。</p> <p>※遊楽部川に飛来するオオワシ・オジロワシについては、1980年代からカウント調査をしています。後志利別川方向からの飛来・飛去を普通に見ていますので、計画地はオオワシ・オジロワシへの影響は他の場所に比べてきわめて大きいと思います。</p> <p>この地は手をつけないで頂きたいです。</p>	<p>前述のとおり、オジロワシ及びオオワシについては、現地調査を実施し、その結果に基づき風力発電機の配置等を検討して参ります。</p>

9	<p>計画地の低山帯は、道南の生物多様な自然環境である。</p> <p>細流や湿地が多数点在し、ニホンザリガニ・エゾサンショウウオ・イバラトミヨ・エゾホトケなどの生物が生息している。</p> <p>砂岩を覆っている林床が水源となっているので、道路開削や、整地開削は水脈を断つので影響は大きい。自然環境が損なわれてしまう。</p>	<p>ご指摘事項を踏まえ環境影響調査に基づき影響の程度を予測評価し、できる限り回避・低減出来るよう各種工事の設計検討を行います。</p>
10	<p>倒産した場合の事業者の責任を明確にしてください。</p> <p>バブル期のリゾート開発地は原状回復もされずに放置されている。原状回復の計画と資金を確保しておくこと。また、影響が出た場合も原状回復の資金を提供すること。原状回復のための基金と明示してください。</p>	<p>当事業においては、当初より風力発電機の撤去費用を見込んだ事業計画としています。</p> <p>万一当社が倒産した場合についても、他事業者によって継続が見込まれる事業であると考えています。</p>

自治体広報誌への掲載

- 広報せたな 4月号(12ページ)(平成25年3月28日(木)発行)

「北檜山ウィンドファーム事業」に係る環境影響評価方法書の縦覧について

現在、町内で風力発電事業が計画されています。
環境影響評価法に基づき、環境影響評価の方法などが書かれている「方法書」が次のとおり事業者により縦覧され、また説明会が行われますのでお知らせします。

○対象事業の名称

北檜山ウィンドファーム事業(種類:風力発電所/規模:出力最大12万kW)

○事業が行われるべき区域

北檜山区太櫓、共和、新成及び小川地区

○環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

せたな町

○縦覧場所

本庁 産業振興課 / 瀬棚総合支所 産業建設課 / 大成総合支所 産業建設課

○縦覧期間

3月28日(木)~4月30日(火)(土・日・祝日を除く) / 時間:9時~17時

上記期間中に専用ホームページでも方法書を公表しています。

<http://www.eco-power.co.jp/assess/kitahiyama1.html>

○意見書の提出

方法書について環境の保全の観点からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見とその理由を記入の上、投函箱へ投函するか、次へ提出下さい。

【意見書の受付期間】平成25年3月28日(木)~平成25年5月14日(火)

【意見書の提出方法】縦覧場所又は住民説明会会場に備え付けた投函箱、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法で提出してください。なお、縦覧場所の投函箱備え付け期間は上記の縦覧期間となります。

投函以外の場合

エコ・パワー株式会社(担当:事業開発部 佐倉【TEL:03-5487-8560(代表)】)
(郵送) 〒141-0032 東京都品川区大崎1-6-1 T O C大崎ビルディング1号棟
(FAX) 03-5487-8570 (Eメール) ecopower@eco-power.co.jp

○説明会の開催を予定する日時及び場所

日時/4月7日(日) 14時~(1時間程度を予定)

場所/せたな町民ふれあいプラザ 研修室

○事業者の名称

エコ・パワー株式会社

代表者の氏名:代表取締役社長 周布兼定

事業所の所在地:東京都品川区大崎1丁目6番1号 T O C大崎ビルディング

【お問い合わせ先】本庁 産業振興課 ☎0137-84-5111

日刊新聞紙への折込広告

○ 平成25年3月28日(木)に折込(表面)

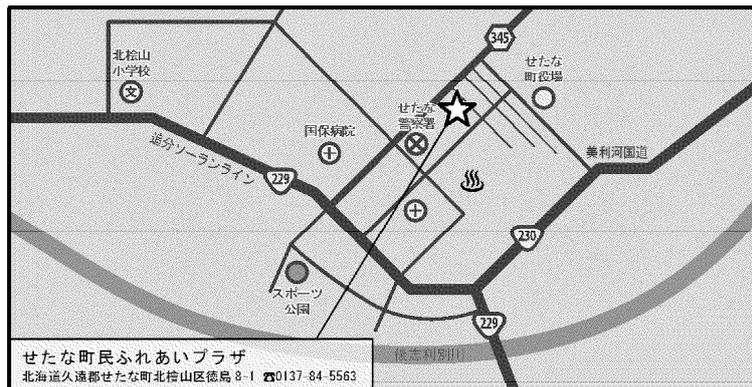
平成25年3月28日
エコ・パワー株式会社

「北檜山ウィンドファーム事業」に係る 環境影響評価方法書の縦覧についてのお知らせ

現在、当社ではせたな町内において風力発電事業を計画しております。
この度、環境影響評価法に基づき、環境影響評価の方法などを記載した「方法書」を作成いたしましたので、下記のとおり、縦覧及び説明会を行います。
皆様にご覧頂くとともに、環境保全の観点からのご意見をお寄せ頂きますよう、宜しく申し上げます。

☆ 説明会の開催について

以下の日程、場所で「方法書」についての説明会を開催いたします。
日時：平成25年4月7日(日) 午後2時～、1時間程度を予定
場所：せたな町民ふれあいプラザ研修室



☆ 方法書の縦覧について

縦覧の場所：せたな町役場本庁（産業振興課）、せたな町瀬棚総合支所（産業建設課）、
せたな町大成総合支所（産業建設課）
縦覧の期間：平成25年3月28日(木)～平成25年4月30日(火)（土・日・祝日は除きます）
縦覧の時間：午前9時～午後5時
当社ホームページにおいて上記期間中に方法書を公開します。アドレスは下記のとおりです。
<http://www.eco-power.co.jp/assess/kitahiyama1.html>

☆ 意見書の提出について

意見書の受付期間：平成25年3月28日(木)～平成25年5月14日(火)
(郵送の場合は、当日消印のものは有効です、ご住所、ご芳名、ご意見とその理由を日本語で記入願います。)
いただいたご意見は、個人情報（ご住所、ご芳名等）を除き、公表される可能性がありますので、ご了承ください。）
意見書の提出方法：上記の縦覧場所又は説明会場に備え付けた投函箱への投函、郵送、
FAX、Eメールのいずれか。
なお、投函箱の備え付け期間は上記の縦覧期間となります。

意見書の提出先（投函箱以外の場合）：

エコ・パワー株式会社 〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目6番1号 TOC大崎ビルディング
FAX：(03)5487-8570、Eメール:ecopower@eco-power.co.jp
担当：事業開発部 佐倉/長澤 TEL：(03)5487-8560（代）

【裏面に事業の概要を記載しております】

日刊新聞紙への折込広告

○ 平成25年3月28日(木)に折込(裏面)

平成25年3月28日
エコ・パワー株式会社

「北檜山ウィンドファーム事業」の概要について

○ ○

せたな町内において当社が計画している風力発電事業の概要を下記に示します。

☆ 事業の概要

事業者の氏名：エコ・パワー株式会社
代表者の氏名：代表取締役社長 周布兼定
主たる事業所の所在地：東京都品川区大崎1丁目6番1号 TOC大崎ビルディング
事業の名称：北檜山ウィンドファーム事業
事業の種類：風力発電所
事業の規模：発電所出力 最大12万kW

☆ 対象事業を実施する区域

北海道久遠郡せたな町北檜山区太櫓、共和、新成及び小川地内

☆ 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

せたな町

問い合わせ先

エコ・パワー株式会社
〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目6番1号 TOC大崎ビルディング
FAX：(03)5487-8570、Eメール：ecopower@eco-power.co.jp
担当：事業開発部 佐倉/長澤 TEL：(03)5487-8560(代)

EcoPower Co.,Ltd. 
エコ・パワー株式会社

【裏面に説明会の開催日時などを記載しております】

当社ホームページに掲載したお知らせ

アクセス情報 - Windows Internet Explorer
 http://www.eco-power.co.jp/assess/kitahiyama1.html
 ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)
 ☆ お気に入り アセス情報

2013年3月28日
 エコパワー株式会社

北槍山ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書の公表及び閲覧・説明会について

「北槍山ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書」(以下、方法書)を、環境影響評価法第七条の規定に基づき公表します。

※方法書は、2013年3月28日(木)～2013年4月30日(火)の期間中は閲覧が可能です。ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。

※方法書に複製される情報(文書、資料、図表等を含む)に関する著作権は、当社、原著者、またはその他の権利者に帰属しており、各国の著作権法、各種条約及びその他の法律で保護されています。個人の私的利用、その他著作権法によって認められる範囲を超えて、著作権者及びその他の権利者の許諾を得ることなく、これらの情報を使用(複製、改変、提示、配布、サイトへの転載等を含む)することは、著作権法により禁止されておりますので、事前に当社にご連絡の上、許諾を得ていただくようお願いいたします。

<方法書>

[表紙・目次・第1章 事業者の名称、代表者の氏名及びたる事業所の所在地](#)

[第2章 対象事業の目的及び内容](#)

[第3章 対象事業実施区域及びその周辺の状況](#)

[第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法](#)

索引章

[環境影響評価方法書に対する意見書の提出について\(意見書様式\)](#)

<方法書の閲覧>

閲覧場所: せたな町役場本庁(産業振興課)、せたな町瀬橋総合支所(産業建設課)、
 せたな町大成総合支所(産業建設課)

閲覧期間: 2013年3月28日(木)から2013年4月30日(火)
 * 土・日・祝日を除く(午前9時から午後5時まで)

<方法書に係る説明会>

日時: 4月7日(日)14:00～(1時間程度を予定)
 場所: せたな町民ふれあいプラザ研修室(北海道久遠郡せたな町北槍山区徳島8-1)

<お問い合わせ先>

エコパワー株式会社 事業開発部 佐倉、長瀬 電話:00-5437-8260

縦覧場所に設置した縦覧者記録用紙

「北檜山ウインドファーム事業」に係る環境影響評価方法書 縦覧者名簿

「北檜山ウインドファーム事業」に係る環境影響評価方法書をご覧頂きました方は、下記にご記帳をお願いします。

確認日	ご氏名	(せたな町、道内、道外のいずれかに○をご記入頂いた後、ご住所をご記入願います)	ご住所	所属
月 日	せたな町	道内	道外	
月 日	せたな町	道内	道外	
月 日	せたな町	道内	道外	
月 日	せたな町	道内	道外	
月 日	せたな町	道内	道外	
月 日	せたな町	道内	道外	
月 日	せたな町	道内	道外	
月 日	せたな町	道内	道外	
月 日	せたな町	道内	道外	
月 日	せたな町	道内	道外	
月 日	せたな町	道内	道外	
月 日	せたな町	道内	道外	
月 日	せたな町	道内	道外	
月 日	せたな町	道内	道外	
月 日	せたな町	道内	道外	
月 日	せたな町	道内	道外	

説明会資料(1)

北檜山ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書の概要

1. はじめに

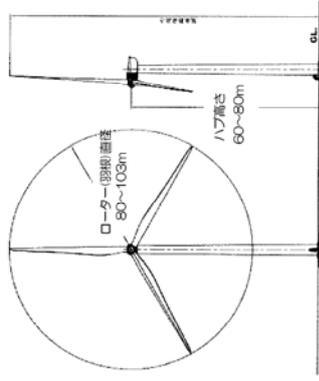
我が国では、エネルギー供給のうち、化石燃料が8割以上を占め、海外に依存している状況です。また、国際的なエネルギー需給の逼迫、調達不安定化、温室効果ガスの削減等が課題となっており、資源の枯渇のおそれや少くなく、環境への負荷が少ない風力や太陽光といった再生可能エネルギーの導入を進めることが必要となっております。さらに、2011年3月に発生した東日本大震災以降、再生可能エネルギー導入の機運が高まり、2012年7月には固定価格による全量買取制度が施行され、普及拡大への取り組みが加速しております。

せんだ町では、これまでに洋上風力1件(せんだ町事業)、陸上風力2件(民間事業)が稼働に至っており、今後さらなる風力導入により地域振興や北海道における新エネルギー導入促進に寄与し、地域の活性化及び地球温暖化防止に資する可能性があると考えております。

今後、事業計画を進めていく事になりますが、これからも地域の皆様方のご理解のもと、現地での調査等を行い、環境に配慮しつつ事業を進めていきたいと考えております。つきましては、計画に関する概要と今後実施する各種調査にあたって、以下に説明させていただきますので、何卒ご理解ご支援頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

2. 事業の概要

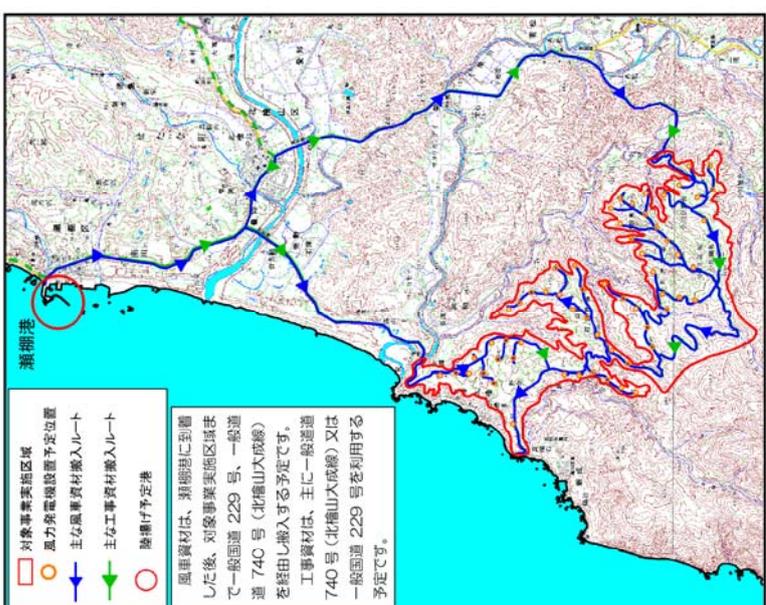
- ・事業者の名称：エコ・パワー株式会社
- ・発電所総出力：最大120,000kW (2,000~3,000kW/基×最大60基程度)
- ※風力発電機概要は以下参照
- ・運転開始時期：平成28年秋以降の予定



EcoPower Co., Ltd.
エコ・パワー株式会社

○対象事業実施区域及び工事関係車両の搬入予定ルート
本事業では風車を最大60基程度、設置する計画で検討しております。





縦覧場所に用意した意見書（様式）（1）

環境影響評価方法書への意見書の提出について

環境影響評価法第8条に基づき、方法書について環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は書面により意見書をご提出いただけます。

縦覧場所に備え付けの意見書様式、もしくは以下内容の記載事項を記入の上、下記送付先に郵送いただくか、縦覧場所及び説明会会場に備え付けの意見書投函箱にご投函ください。

記載事項（意見書の例を別紙に添付いたします。）

- ① 意見書を提出される方のお名前およびご住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）
- ② 方法書の名称（北檜山ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書）
- ③ 環境の保全の見地からの意見およびその理由（日本語で記載してください。）

なお、意見書の提出期限は、2013年5月14日（火）（郵送の場合は当日消印有効）です。

意見書送付先

〒141-0032 東京都品川区大崎1-6-1 TOC大崎ビルディング1号棟
エコ・パワー（株） 事業開発部内
北檜山ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書 意見受付係

お問い合わせ先

エコ・パワー株式会社 事業開発部 佐倉 隆司
電話 03 (5487) 8560

縦覧場所に用意した意見書（様式）（2）

「北檜山ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書」に対する意見書

ご 芳 名 _____

ご 住 所 _____

ご連絡先(電話番号) _____

ご意見とその理由

意見書送付先：〒141-0032 東京都品川区大崎1-6-1 TOC大崎ビルディング1号棟
エコ・パワー（株） 事業開発部内
北檜山ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書 意見受付係
意見書の提出期限：2013年5月14日（火）（郵送の場合は当日消印有効）